

## 長野県林業労働力確保促進基本計画検討会開催要領

信州の木活用課

### (開催目的)

第1 林業労働力対策の基本的な考え方や具体的な方策を定める「長野県林業労働力確保促進計画（以下、「基本計画」という。）」の策定にあたり、県が検討する上で、関係者の意見を求めるため、長野県林業労働力確保促進基本計画検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

なお、検討会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による法律または条例に基づき設置された附属機関ではないものとする。

### (会議事項)

第2 県は、基本計画の策定にあたり、次の事項等について検討会の意見を聴く。

- (1) 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置に関する事項
- (2) 新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化のための措置に関する事項
- (3) 林業における経営及び雇用の動向に関する事項
- (4) 林業労働力の確保の促進に関する方針
- (5) その他林業労働力の確保の促進に関する事項

### (構成員)

第3 検討会は、林務部長が依頼する者をもって構成する。

### (組織)

第4 検討会に座長を置く

2 座長は、構成員の互選によって決定し、検討会の進行を担当する。

### (開催期間)

第5 検討会は、令和5年3月31日までの間、開催するものとする。

### (その他)

第6 この要領に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は別に定める。

付則

- 1 この要領は、令和3年6月1日から施行する。